## 1 章

## ①「e-ラーニングでチェック!今日から使える労働法 ~ Let's study labor law ~」

若者雇用促進法においては、若者に対して労働に関する法令に関する知識を付与することが求められています(第26条)。このため厚生労働省では、高等学校や大学等において職業教育や就職活動の支援に活用できるよう、パソコンやスマートフォンなど、e-ラーニングで労働法制の基礎を学べるWEBサイトを開設しています。

このe-ラーニングでは、高校生や大学生が就職前に知っておくべき労働法の内容を紹介しており、就職先を選択するときや働くにあたって疑問を持ったときに参考にすることができます。また、現に働いている若者が仕事上で抱えるトラブルにも参考となるような事例や相談先などを紹介しています。

事例の紹介にあたっては、まんがを用いているため、労働法を知らなくても気軽に学ぶことができます。 また、事例は入門編と応用編で構成されており、応用編はチェックテストで学習の理解度が確認できるよう になっています。



https://laborlaw.mhlw.go.jp/

学校での発展的学習や家庭等での個別学習等に役立つ 第7章:厚生労働省作成のオンライン教材等について

### ② まんが知って役立つ労働法Q&A

厚生労働省では、就職を控えた学生などが、働き始める前やアルバイトをするときに、最低限知っておいてほしいルールをまとめたハンドブック「これってあり?〜まんが知って役立つ労働法Q&A〜」を作成しています。

労働法について分かりやすく解説している内容になっていますので、これから働き始める前の参考資料と してご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html

#### ③ 知って役立つ労働法

厚生労働省では、就職を控えた生徒・学生や企業の人事労務担当者などに向けて、給料や有給休暇などの 労働法に関する基本的な知識を分かりやすくまとめたハンドブック「知って役立つ労働法」を作成し、どなた でも自由にダウンロードして使える形で提供しています。

このハンドブックは版権フリーですので、学習や研修などでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html





#### ④ あかるい職場応援団サイト

本サイトは、都道府県労働局や労働基準監督署への「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加の一途をたどる など、社会的な問題として顕在化してきている職場のパワーハラスメント問題について、予防・解決に向け た様々な情報発信を行っていくために開設されました。令和元年度にはパワーハラスメントだけでなく、セ クシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを含めた総合的なハラスメント情 報サイトにリニューアルしました。

是非ご活用ください。



https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

### 「ハラスメント基本情報」 ハラスメントの類型と 種類



あなたの周りにありませんか?こんなパワハラ。

②精神的な攻撃

#### ①身体的な攻撃



殴打、足蹴りを行う。相手に物 人格を否定するような言動を行 を投げつける。



う。必要以上に長時間にわたる 厳しい叱責を繰り返し行う。他 の労働者の前で、大声で威圧的 な叱責を繰り返し行う。



③人間関係からの切

特定の労働者を仕事から外し、 長時間別室に隔離する。1人の 労働者に対し、同僚が集団で無 視をし、職場で孤立させる。

④過大な要求

⑤過小な要求

⑥個の侵害



新入社員に必要な教育を行わな いまま、到底対応できないレベ ルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し、厳しく叱 責する。業務とは関係のない私 用な雑用の処理を強制的に行わ せる。



管理職である労働者を退職させ るため、誰でも遂行可能な業務 を行わせる。気に入らない労働 者に対する嫌がらせのために仕 事を与えない。



労働者を職場外でも継続的に監 視したり、私物の写真撮影をし たりする。労働者の機欲な個人 情報について、本人の了解を得 ずに他の労働者に暴露する。

#### 職場におけるパワーハラスメントの状況は多様ですが、<u>代表的な言</u> 動の類型としては、上記6つの類型があります。

\*これらの例は限定列挙ではありません。また、個別の事案の状況等によって判 断が異なることもありえますので、職場におけるパワーハラスメントに該当する か微妙なものも含め広く相談に対応するなど適切な対応をお願いします。 なお、上記の例については、優越的な関係を背景として行われたものであること

学校での発展的学習や家庭等での個別学習等に役立つ 第7章:厚生労働省作成のオンライン教材等について

⑤ 確かめよう労働条件ポータルサイト

# 労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)

平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付けています。

【フリーダイヤル】

0120-811-610 (はい! ろうどう)

平 日 17時~ 22時 土・日・祝日 9時~ 21時

※ 年末・年始(12月29日~1月3日まで)は除く。



# 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

- ○労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報を掲載しているポータルサイトです。
- ○アルバイトを始める前に知っておきたいポイントや、働くときの基礎知識 について、マンガや動画でも学習することができます。

【ホームページはこちら】

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/





第7章終わり